

(参考)

1 排出ガス、排出水に含まれるダイオキシン類の排出基準

分類	施設の種類	焼却炉の焼却能力	新 設	既 設
大気	廃棄物焼却炉	4 t/時以上	0.1	1
		2 t/時～4 t/時	1	5
		2 t/時未満	5	10
	アルミニウム合金製造施設	1	5	
水質	廃ガス洗浄施設等すべての特定施設		10	10

(単位：大気 ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>、水質 pg-TEQ/L)

2 ばいじん等に含まれるダイオキシン類の処理に係る基準：3 ng-TEQ/g

ダイオキシン類対策特別措置法では、廃棄物焼却炉から排出される焼却灰等の処分を行う場合には、ダイオキシン類の量がこの基準以下になるように処理しなければならないと定められています。

3 ng (ナノグラム)：10<sup>-9</sup>グラム (10億分の1グラム)

4 pg (ピコグラム)：10<sup>-12</sup>グラム (1兆分の1グラム)

5 TEQ (Toxic Equivalent 毒性等量)

ダイオキシン類は、種類によって毒性が大きく異なるので、毒性を評価するときには、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDD (テトラクロロジベンゾーパラジオキシン) の毒性を1として、他のダイオキシンの毒性の強さを換算して評価します。この場合に「TEQ」という単位が使われます。